

盛岡市工場等設置奨励条例の一部改正について

平成26年2月17日

商工観光部

1 改正の趣旨

雇用奨励金の対象工場等の指定に係る手続を改めようとするものである。

2 改正の内容

雇用奨励金の交付を受けようとする者から雇用奨励金の対象工場等の指定の申請があったときは、条例第7条第2項により盛岡市工場等設置奨励委員会の意見を聴いて指定を行っていたが、この意見聴取の手続を廃止するもの。改正後は、条例第6条（下記参考）に明示される要件に該当するか審査を行ったうえで対象工場等の指定を行う。

雇用奨励金の対象工場等の指定手続

改正前	市長は、盛岡市工場等設置奨励委員会の意見を聴いて指定を行う。
改正後	市長は、その内容を審査し、雇用奨励金の対象工場等として適当と認めるときは、指定を行う。

3 施行期日

平成26年4月1日

(参考)

雇用奨励金の概要

交付対象工場等及び雇用奨励金の額

第6条	新設、拡充の別	交付要件		雇用奨励金の額 (1人につき)
		新規常用雇用者数	投下固定資産及び工場等用 建物敷地の取得価格総額	
	新設	10人以上	5,000万円以上	20万円
	拡充	5人以上	2,500万円以上	10万円

※ 新規常用雇用者とは、新設又は拡充した工場等の業務（製造業務等に限る。）に直接従事する市内在住の新規雇用者で、操業等開始日から6月を経過した日までに雇用され、補助金交付時点まで1年以上継続して雇用されているものをいう。

※ 雇用奨励金の限度額は、工場等の新設又は拡充1件につき2,000万円。